

## 財務諸表に対する注記(障がい児放課後児童クラブはるかぜ拠点区分用)

1. 重要な会計方針
  - (1) 引当金の計上基準
    - ・ 賞与引当金  
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。
2. 重要な会計方針の変更  
該当なし
3. 採用する退職給付制度  
該当なし
4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分  
当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりになっている。
  - (1) 障がい児放課後児童クラブはるかぜ拠点財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
  - (2) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)  
サービス区分が一つの拠点区分につき省略している。
  - (3) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)  
サービス区分が一つの拠点区分につき省略している。
5. 基本財産の増減の内容及び金額  
基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。  
該当なし
6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し  
該当なし
7. 担保に供している資産  
該当なし
8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
該当なし
9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高  
債権額、徴収引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。  
該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
該当なし
11. 重要な後発事象  
該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項  
該当なし